平成 30 年度多摩エリアにおける団地内看板意匠変更及び点検等業務
（賃貸住宅募集に係る広告宣伝等業務）

入　札　説　明　書

独立行政法人都市再生機構の一般競争入札に係る入札公告（平成 30 年６月４日付）に基づく入札については、関係法令及びこの入札説明書によるものとする。

１　入札等実施要領
２　入札及び見積心得書（物品購入等・リバースオークション）
３　参加申込書（様式）
４　使用印鑑届
５　入札書及び封筒（様式）
６　委任状（様式）
７　内訳書（様式）
８　単価契約書（案）
９　提出書類一覧
10　競争参加資格確認申請書（様式１）
11　仕様書【別冊】
別添　独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について
別添資料１　「リバースオークション　ルール定義書（公共＿調達契約版）」
別添資料２　「入札要綱書」
別添資料３　「質疑応答書」

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
多摩エリア経営部　営業課

1　入札等実施要領

1　契約担当役等の氏名及び名称

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長　吉田　滋

2　調達内容

（1）　件名及び数量

平成 30 年度多摩エリアにおける団地内看板意匠変更及び点検等業務（賃貸住宅募集に係る広告宣伝等業務）　　一式

（2）　調達案件の仕様等

11　仕様書【別冊】による。

（3）　履行期間

契約締結日の翌日から平成 31 年３月 31 日まで

（4）　入札方法

本件は、単価契約である。入札金額は、仕様書に示した品目ごとの単価に予定数量を乗じた合計の金額で行う。予定数量はあくまでも目安であり、当該数量の発注を確約するものではない。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

落札者は落札決定後、２営業日以内に入札金額の内訳を入札説明書7　内訳書（様式）に記入の上、ディーコープ株式会社に提出するものとする。当該内訳書の提出に当たっては、総額が入札金額以下であることとする。

なお、当該内訳書に記載されている金額を業務ごとの契約単価とする。

3　入札手続き及びリバースオークションについて

本件は、ディーコープ株式会社が提供するリバースオークションサービスを使用して実施する。リバースオークション及び入札書の扱いについては、独立行政法人都市再生機構のホームページを参照すること。

https://www.ur-net.go.jp/order/aratanatorikumi.html

このリバースオークションの参加にあたっては、独立行政法人都市再生機構の競争参加資格の他に、ディーコープ株式会社の会員登録手続き（ 以下「ディーコープ会員登録」という。）が必須である。**リバースオークション実施までの質疑や参加申込等については、ディーコープ株式会社を通じて行うこととする。**ディーコープ会員登録などの詳細は、以下のホームページを確認の上、手続きを行うこと。

https://with.deecorp.jp/dee/supentry/Index.do

なお、ディーコープ会員登録の申込期限は、平成 30 年６月 26 日（火)17 時 00 分とする。

リバースオークション実施までの手続き等で不明点がある場合は、14 まで問い合わせを行うこと。

4　競争参加資格

（1）　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定に該当するものでないこと。

（2）　平成 29･30 年度独立行政法人都市再生機構東日本地区物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、業種区分「役務提供」の資格を有すると認定された者であること。

なお、競争参加資格の認定を受けていない者も競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。)を提出することができるが、競争に参加するためには、申請書及び資料の提出期限までに当該資格の申請を行い確認を受け、かつ、開札日までに認定を受けていなければならない。競争参加資格審査の申請等に関する問合せ先は次のとおり。

〒163-1382

東京都新宿区西新宿六丁目５番１号　新宿アイランドタワー19 階

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　総務部　経理課

電話 03-5323-2575

※「全省庁統一資格」は、当機構の競争参加資格とは関係ないため、注意すること。

（3）　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（4）　申請書等の提出期限の日から開札までの期間に当機構から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている者でないこと。

（5）　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。

（6）　日本国内において当機構職員が行う立会検査に応じられるものであること。

5　質疑応答書の提出及び回答

（1）　入札・仕様等に関する質問は、「質疑応答書」の提出をもって行うこと。

イ　入手方法

「質疑応答書」のエクセルデータを、ディーコープ株式会社専用システム（見積@Dee)からダウンロードすること。

なお、ディーコープ会員未登録者は、ディーコープ株式会社に問合せを行い、「質疑応答書」のエクセルデータを入手すること。

ロ　提出期限　平成 30 年６月 12 日（火)17 時 00 分

ハ　提出方法・提出先

「質疑応答書」のエクセルデータを、ディーコープ株式会社専用システム（見積@Dee)（「新規 QA」)にアップロードすること。

https://with.deecorp.jp/dee/dsp/pcapp/login.do

なお、ディーコープ会員未登録者は、電子メール（ur-dee@deecorp.jp)にて提出すること。

（2）　質疑の回答は、「質疑応答書（回答)」の閲覧をもって行う。

イ　閲覧期間

平成 30 年６月 15 日（金)から本件のリバースオークションが終了するまで。

ロ　閲覧場所

ディーコープ株式会社専用システム（見積@Dee)にて、必要書類をダウンロードの上閲覧すること。なお、ディーコープ会員未登録者は、以下の場所で閲覧すること。

〒190-0012　東京都立川市曙町一丁目 14 番 13 号　立川ＭＫビル４階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　多摩エリア経営部　営業課

6　競争参加資格確認申請書等の提出

（１）　入手方法

競争参加資格確認申請書等については、ディーコープ会員登録が完了しているか否かにかかわらず、本入札説明書添付の様式を使用すること。ただし、「参加申込書」については、「参加申込書」のワードデータを、ディーコープ株式会社専用システム（見積@Dee)からダウンロードすること。

（２）　提出期限

平成 30 年６月 26 日（火)17 時 00 分

（３）　提出方法・提出先

「競争参加資格確認申請書（様式)」及びその他申請書類をディーコープ株式会社専用システム（見積@Dee)「見積回答フォーム」上にアップロードすること。

なお、ディーコープ会員未登録者は、電子メール（ur-dee@deecorp.jp)にて提出すること。使用印鑑届または年間委任状を独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部へ未提出の者は「印鑑証明書（原本)」及び「使用印鑑届」を提出すること。

※上記（２）の提出期限までに到着しなかった申請書等は受け付けないので、注意すること。

（４）　提出書類

９　提出書類一覧による。

7　競争参加資格の確認通知

（１）　通知日

申請書を提出した者について、本件に参加する資格を有するか確認し、平成 30 年７月２日（月)までに参加資格の有無を通知する。

（２）　通知方法

ディーコープ株式会社専用システム（見積@Dee)「新規 QA」にて通知する。なお、ディーコープ会員未登録者には、ディーコープ株式会社より電子メールにて通知する。

8　リバースオークションの実施

（１）　日時

平成 30 年７月４日（水)10 時 00 分

（２）　使用するシステム

ディーコープ株式会社専用システム（見積@Dee)
https://with.deecorp.jp/dee/dsp/pcapp/login.do

9　入札及び開札の日時及び場所

（１）　入札書等の提出期限（ディーコープ株式会社から独立行政法人都市再生機構への提出期限)
平成 30 年７月６日（金)14 時 00 分（郵送による場合は書留郵便とし、同日同時刻必着とする。)

（２）　開札の日時及び場所

イ　日時　平成 30 年７月６日（金）14 時 00 分

ロ　場所　東京都新宿区西新宿六丁目５番１号　新宿アイランドタワー19 階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　入札室

※入札参加者の立会は求めない。

※本件は、リバースオークション終了後、ディーコープ株式会社が委任状に基づき、入札書を代理で独立行政法人都市再生機構へ提出するものとする。

※リバースオークションがサスペンド（中断）となった場合、入札書の提出及び開札の日時については、リバースオークション終了日時の変更に伴い、ずれ込むものとする。

※本件業務において、入札に参加する者が当機構の関係法人一者だった場合は、当該手続きを中止し、再公募を実施する。

10　入札の無効

本説明書において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者の入札並びに入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。 なお、競争参加資格の審査において競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において上記４に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

11　落札者の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程（平成 16 年独立行政法人都市再生機構規程第４号)第 52 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

12　その他

（１）　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（２）　入札に必要な提出書類等の作成に要する費用は、競争参加者の負担とする。

（３）　当機構及びディーコープ株式会社に提出された書類は、審査の実施以外に提出者に無断で使用することはない。

（４）　当機構及びディーコープ株式会社に一旦提出された書類は返却しない。ただし、再公募となった場合は返却する。

（５）　当機構及びディーコープ株式会社に一旦提出された書類の差替え及び再提出は認めない

（６）　入札保証金及び契約保証金　免除。

（７）　契約書作成の要否　要　８　単価契約書（案）による。

（８）　手続きにおける交渉の有無　無

（９）　独立行政法人が行う契約に係る情報の公表については別添による。

13　支払条件

８　単価契約書（案）による。

14　問い合わせ先

〒104-0061　東京都中央区銀座六丁目 18 番２号　野村不動産銀座ビル７階
ディーコープ株式会社
電話 03-6859-9411（担当谷・佐々木）

入札及び見積心得書（物品購入等・リバースオークション）

（目的）

第１条　独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が締結する物品、設備等の購入、修理、売却、運送、広告、保守、印刷、借入等の契約に関する競争入札及び見積りその他の取扱いについては、この心得の定めるところにより行う。

（入札又は見積り）

第２条　競争入札・見積（合せ）について、機構から通知を受けた者（以下「入札参加者等」という。）は、契約書案、仕様書（契約内容説明書を含む。以下同じ。）及び現場等を熟覧の上、所定の書式による入札書又は見積書により入札又は見積りをしなければならない。この場合において、仕様書及び契約書等につき疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

２　入札書又は見積書は封かんの上、入札参加者等の氏名を明記し、前項の通知書に示した時刻までに入札箱に投入し、又は提出しなければならない。

３　入札書又は見積書は、発注者においてやむを得ないと認めたときは、書留郵便をもって提出することができる。この場合には、二重封筒とし、表封筒に入札書又は見積書在中の旨を朱書し、中封筒に件名及び入札又は見積り日時を記載し、発注者あての親書で提出しなければならない。

４　前項の入札書又は見積書は、入札又は見積り執行日の前日までに到着しないものは無効とする。

５　入札参加者等が代理人をして入札又は見積りをさせるときは、その委任状を提出しなければならない。

６　削除

７　入札参加者等は、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこと、また、将来においても該当しないことを誓約しなければならず、入札（見積）書の提出をもって誓約したものとする。

（入札の辞退）

第２条の２　入札参加者等は、参加申込書を提出した後に、リバースオークション及び入札の参加を辞退することはできない。

（公正な入札の確保）

第２条の３　入札参加者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

２　入札参加者等は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者等と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

３　入札参加者等は、落札者の決定前に、他の入札参加者等に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（内訳明細書）

第３条　入札又は見積りに当たっては、あらかじめ入札又は見積金額の見積内訳明細書を用意しておかなければならない。

（入札又は見積りの取りやめ等）

第４条　入札参加者等が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札又は見積りを公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者等を入札若しくは見積りに参加させず、又は入札若しくは見積りの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（入札書又は見積書の引換の禁止）

第５条　入札参加者等は、入札書をいったん入札箱に投入し、又は見積書を提出した後は、開札又は開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることはできない。

（入札又は見積りの無効）

第６条　次の各号のいずれかに該当する入札又は見積りは無効とし、以後継続する当該入札又は見積りに参加することはできない。

一　委任状を提出しない代理人が入札又は見積りをなしたとき。

二　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。

三　入札又は見積金額の記載を訂正したとき。

四　入札者又は見積者（代理人を含む。）の記名押印のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の記名）の判然としないとき。

五　再度の入札又は見積りにおいて、前回の最低入札金額と同額又はこれを超える金額をもって入札又は見積りを行ったとき。

六　１人で同時に２通以上の参加申込書をもってリバースオークションに参加したとき。

七　明らかに連合によると認められるとき。

八　第２条第１項第７号に定める暴力団排除に係る誓約について、虚偽と認められるとき。

九　前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、若しくは入札又は見積りに関する必要な条件を具備していないとき。

（開札等）

第７条　開札は、機構が通知した場所及び日時に、入札書の投入が終った後直ちに入札者の面前で、最低入札者名及びその入札金額を公表して行う。

２　見積りは、見積書提出後、前項の規定を準用して行う。

（落札者の決定）

第８条　競争入札による場合は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により入札した者を落札者とする。

２　見積りは、予定価格の制限の範囲内で、価格その他の事項が機構にとって最も有利な申込みをした者を契約の相手方とするものとする。

３　総合評価方式による競争入札の場合は該当案件の入札説明書により落札者を決定するものとする。

（再度の入札又は見積り）

第９条　開札又は見積りの結果、落札者がないときは、直ちに、又は別に日時を定めて再度の入札又は見積りを行うものとする。

２　前項の再度の入札又は見積りは、原則として１回を限度とする。

（同価の入札者が２人以上ある場合の落札者の決定）

第10条　リバースオークションを実施したが、開始価格未満の金額入力が無い場合で、落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

（入札参加者等の制限）

第11条　次の各号のいずれかに該当する者は、その事実のあった後２年間競争入札又は見積りに参加することができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

一　契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料、品質、数量に関して不正の行為があった者

二　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

三　落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者

四　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

六　前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

（契約内容説明）

第12条　理由なく契約内容の説明に出席しない者は入札又は見積りの希望がないものと認め、入札又は見積りに参加することができない。

（契約書等の提出）

第13条　落札者は、落札決定の日から７日以内に契約書又は請書を提出しなければならない。ただし、予め発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

２　落札者が前項の期間内に契約書を提出しないときは落札はその効力を失う。

３　契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

（異議の申立）

第14条　入札参加者等は、入札又は見積り後この心得書、仕様書、契約書案及び契約内容説明等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

以　上

3　参加申込書(様式)

独立行政法人都市再生機構　御中
ディーコープ株式会社　　御中

見積@Dee　見積回答フォームよりご提出ください。

見積@Dee による提出が困難である場合(書類のスキャニングが不可の場合等)は、ディーコープ担当者まで連絡し、指示に従うものとします。

リバースオークション参加申込書

【注意事項】

本申込書は、開始価格以下で応札可能な場合にのみ、提出するものとします。
提出後の辞退はできませんので、ご注意ください。

入札開催者	独立行政法人都市再生機構
入札対象案件	平成 30 年度多摩エリアにおける団地内看板意匠変更及び点検等業務 (賃貸住宅募集に係る広告宣伝等業務)
案件番号	RA-20058557

当社は、本リバースオークション参加申込書(以下、「本参加申込書」という)を提出する際における最新版のリバースオークションルール定義書(以下、「ルール定義書」という)の規定に従って、入札開催者に対し入札参加資格の申し込みをし、入札参加資格を取得した場合には、ルール定義書および入札要綱書の規定に従って応札することを誓約します。当社は、@Dee サービス個別利用規程第 17 条にしたがって、ディーコープ株式会社に対し、リバースオークションへの参加申込をし、ルール定義書、入札対象案件に関連する入札関連図書およびその他関連規程に従うことを誓約します。

申込日		下記のいずれかにてご捺印ください。 ご捺印は鮮明にお願いします。 ①　『代表者印』 ②　『角印＋申込責任者の個人印』
入札参加者(商号)		
申込責任者役職		
申込責任者氏名 ※入札金額の決裁権保有者氏名に限る		
入札主担当者 ID		
入札主担当者氏名		
入札主担当者当日連絡先電話番号		
入札副担当者 ID		
入札副担当者氏名		
入札副担当者当日連絡先電話番号		

入札開始価格	入札開始価格を了承のうえ、入札参加を申込み致します。

【ご注意ください】

Ⅰ．参加申込書について

①一度提出した本参加申込書の取り消し／撤回はできません。(リバースオークションルール定義書（以下、ルール定義書） 第 2 条 1－(1))

②　本参加申込書の提出をもって、入札開始価格を含む、全ての調達条件に対応可能であるものとみなします。入札参加者が 1 社であった場合については、入札要綱書をご参照ください。(ルール定義書 第 2 条 1－(1))

③　リバースオークションの経過により、一度も応札ができなかった場合、入札開始価格で入札したものとみなします。(ルール定義書 第 3 条 4－(2))

Ⅱ．リバースオークションについて

①入札参加者による応札は、取消や撤回ができません。(ルール定義書 第 2 条 2－(1))

②リバースオークション開催当日は、ＰＣの故障など予期せぬ事態に備えて、ＰＣを必ず複数台ご用意ください。(ルール定義書第 3 条 1)

③リバースオークション開催時間が終了する 5 分前までに応札を完了するようにしてください。また、入札画面の自動更新が正常に実行されているかを確認するために、リバースオークション開催時間が終了する 5 分前までに最低 1 回は手動による入札画面の更新を行ってください。(ルール定義書 第 4 条 2)

Ⅲ．落札者について

ルール定義書　第 2 条 2－(2)　(調達契約締結の義務と損害賠償) をご一読ください。

4　使用印鑑届

入札に係る提出書類について

1　　代表者及び代表者から委任を受けた代理人が入札に参加される場合は、実印の印影照合を行うため、**使用印鑑届（実印を使用印とする場合も含む）**及び**印鑑証明書正本（原本発行日から３か月以内）**を提出してください。
（一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。
（最長２年間））。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。

2　　代表者以外の方が年間を通じて代表者と同等の権限を行使する場合、**年間委任状**及び**印鑑証明書正本（原本発行日から３か月以内）**を提出してください。（一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。（最長２年間））。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。

以　上

使　用　印　鑑　届

使用印 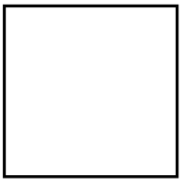 　　実印 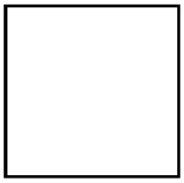

上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

年　　月　　日

住　　所
会　社　名
代　表　者　　印

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長　吉田　滋　殿

注１　本届には、印鑑証明書（原本・発行日から３か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は１部で足りる。
２　使用印を届け出る機構の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。

記載例

赤枠内は全てご記入及びご捺印ください

使　用　印　鑑　届

使用印　実印又は使用印　　実印　実印

上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

年　月　日←提出日

住　所　○○○○○○○○○○○○
会社名　○○○○株式会社
代表者　代表取締役　○○　○○　印
↑
実印

独立行政法人都市再生機構　○○
○○長　○○　○○　殿

注１　本届には、印鑑証明書（原本・発行日から３か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は１部で足りる。
２　使用印を届け出る機構の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。

※上記項目未記入の場合は、書類不備となりますのでご注意ください。

5　入札書及び封筒（様式）

入　札　書

金　　円也（税抜）

但し、平成30年度多摩エリアにおける団地内看板意匠変更及び点検等業務
（賃貸住宅募集に係る広告宣伝等業務）

入札及び見積心得書（物品購入等・リバースオークション）及び入札説明書記載内容を承諾の上、入札します。

平成　　年　　月　　日

住　所
会社名
代表者氏名

代理人氏名　　矢上　誠　　印

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長　吉田　滋　殿

注意　1. 代理人をもって入札するので、別に委任状を提出すること。
2. 数字は算用数字を記入すること。
3. リバースオークション終了後、ディーコープ株式会社が委任状に基づき、入札書を作成し代理で提出します。

（封筒見本）
※リバースオークション終了後、ディーコープ株式会社が委任状に基づき代理で作成し、提出します。

表

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長　吉田　滋　殿
（平成30年度多摩エリアにおける団地内看板意匠変更及び点検等業務（賃貸住宅募集に係る広告宣伝等業務）　入札書）

裏

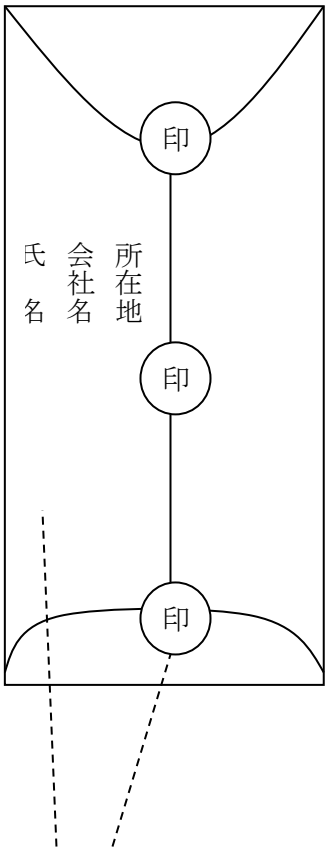

委任している場合は、代理人の氏名及び印

注意　1．代理人をもって入札するので、封書の裏面は入札者本人の会社名及び住所、代理人氏名を明記すること。
2．入札時間に遅参した入札書は無効になります。

6　委任状（様式）

委　任　状

私はディーコープ株式会社 首都圏営業本部 営業統括部長 矢上 誠を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部の発注する「平成 30 年度多摩エリアにおける団地内看板意匠変更及び点検等業務（賃貸住宅募集に係る広告宣伝等業務)」 に関し、下記の権限を委任します。

記

１．入札及び見積に関する件

２．

代理人使用印鑑 （ディーコープ株式会社使用欄）	

平成　　年　　月　　日

住所
会社名
代表者氏名　　印

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長　吉田　滋　殿

※本委任状にもとづき、リバースオークション終了後、ディーコープ株式会社が入札書を代理で作成し、提出します。

7 内訳書(様式)

内訳書

(件名)平成30年度多摩エリアにおける団地内看板意匠変更及び点検等業務(賃貸住宅募集に係る広告宣伝等業務)

項目	項番		内　　容 (単位:mm)	単価	予定数量	金額
	大項番	小項番				
看板等制作及び設置施工	1	1	スチール枠組み看板製作費(W600×H900)		1　基	
		2	スチール枠組み看板製作費(W1800×H900)		1　基	
	2	1	インクジェットシート出力製作費(W600×H450)		4　枚	
		2	インクジェットシート出力製作費(W600×H900)(W900×H600)		4　枚	
		3	インクジェットシート出力製作費(W850×H550)		10　枚	
		4	インクジェットシート出力製作費(W900×H900)		1　枚	
		5	インクジェットシート出力製作費(W910×H550)		1　枚	
		6	インクジェットシート出力製作費(W1100×H2000)		1　枚	
		7	インクジェットシート出力製作費(W1200×H600)		6　枚	
		8	インクジェットシート出力製作費(W1770×H1890)		1　枚	
		9	インクジェットシート出力製作費(W1800×H890)		6　枚	
		10	インクジェットシート出力製作費(W1800×H900)		10　枚	
		11	インクジェットシート出力製作費(W1800×H1800)		1　枚	
		12	インクジェットシート出力製作費(W1810×H890)		3　枚	
		13	インクジェットシート出力製作費(W2000×H1000)		3　枚	
		14	インクジェットシート出力製作費(W2000×H1100)		4　枚	
		15	インクジェットシート出力製作費(W2400×H1200)		15　枚	
		16	インクジェットシート出力製作費(W2700×H1400)		1　枚	
		17	インクジェットシート出力製作費(W3600×H1700)		1　枚	
		18	インクジェットシート出力製作費(W3600×H1760)		2　枚	
		19	インクジェットシート出力製作費(W3600×H1770)		4　枚	
		20	インクジェットシート出力製作費(W3600×H1780)		1　枚	
		21	インクジェットシート出力製作費(W3600×H1800)		30　枚	
	3	1	横断幕・懸垂幕製作費(ターポリン)		1　㎡	
		2	横断幕・懸垂幕製作費(メッシュターポリン)		1　㎡	
撤去・解体・廃材処分	4		木製看板撤去・解体・廃材処分費		1　基	
	5	1	ステンレス製看板解体処分費(解体手間賃含む)		1　基	
		2	スチール製看板解体処分費(解体手間賃含む)		1　基	
	6		横断幕・懸垂幕撤去・解体・廃材処分費(裁断加工等含む)		1　㎡	
必要諸経費	7		現地調査費		1　人工	
	8		梱包・運搬費		1　台	
	9		取付設置施工人件費		1　人工	
	10		取付設置用雑材諸経費(W1800×H900想定)		1　基	
	11		撤去・解体・処分等人件費		1　人工	
	12		看板、横断幕・懸垂幕等のデータ更新管理・報告書作成費		1　基	
維持管理費	13		随時点検業務費		10　団地	
	14	1	屋外広告物申請費(新規申請)		1　基	
		2	屋外広告物申請費(更新申請)		1　基	
	15		定期安全点検費		89　団地	
	16		鉄部塗装費		1　基	
	17		コーナーガード設置費		1　個	

8　単価契約書（案）

単　価　契　約　書（案）

1　役務の名称　平成 30 年度多摩エリアにおける団地内看板意匠変更及び点検等業務（賃貸住宅募集に係る広告宣伝等業務）

2　契 約 期 間　平成30年○月○日から平成31年3月31日まで

発注者独立行政法人都市再生機構と受注者　　は頭書の役務（以下「本役務」という。）に関する請負契約を次のとおり締結する。

この契約締結の証として、本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

発注者　　住　所　　東京都新宿区西新宿六丁目５番１号
　　氏　名　　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
　　本部長　吉田　滋　　印

受注者　　住　所
　　氏　名　　印

（総則）

第１条　発注者は、本役務をこの契約に定める条件で発注し、受注者は、これを履行した上、その目的物（以下「目的物」という。）があるときは、これを発注者に引き渡すものとする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第２条　受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（再委託等の制限）

第３条　受注者は、この契約の履行に当たり、第三者にその全部又は一部を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（仕様）

第４条　受注者は、別冊の仕様書に従い本役務を履行するものとする。

（発注手続）

第５条　発注者は、本役務を受注者に発注するときは、その都度、その内容、履行期限等を記載した発注者所定の注文書（以下「注文書」という。）を受注者に対して発行するものとし、受注者はこの注文書に基づき本役務を履行するものとする。

（履行期限の延長）

第６条　受注者は、天災その他の不可抗力により、注文書に指定された履行期限（以下「履行期限」という。）内に、当該注文書に基づく本役務を完了することができないときは、あらかじめ、発注者に届け出て、履行期限を延長することができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者

とが協議して定めるものとする。

（危険負担）

第７条　本役務の履行に当たり、次条第１項の発注者の確認（同条第３項の再検査がある場合には、当該再検査）の前に生じた損害は、受注者がこれを負担するものとする。

（検査）

第８条　受注者は、注文書に基づく本役務の履行後、直ちに発注者に届け出て、その履行結果について、発注者の確認を受けなければならない。

２　発注者は、前項の確認（以下「検査」という。）を同項の規定による届出を受けた日から起算して10日以内に行うものとする。

３　受注者は、検査の結果、不合格となり、発注者から修正又はやり直しを命ぜられたときは、発注者の指定する日までに当該修正又はやり直しを行い発注者の再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期限については、前項の規定を準用する。

４　検査又は前項の再検査に合格した日をもって、注文書に基づく本役務は完了したものとし、目的物があるときは、当該目的物は、同日をもって発注者に引き渡されたものとする。

（瑕疵担保責任）

第９条　受注者は、前条第４項に規定する注文書に基づく本役務の完了の日から１年間当該本役務の瑕疵を補修するものとする。

（請負代金）

第10条　発注者は、第８条第４項の規定により本役務が完了したときは、当該本役務の対価（以下「請負代金」という。）として、別紙の単価表に基づき算定した額を受注者に支払うものとする。

２　受注者は、請負代金については、当月分を取りまとめ、翌月１日以降その支払請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、当該請求書を受理した日から起算して30日以内にこれを受注者に支払うものとする。

３　発注者がその責めに帰すべき理由により第８条第２項の期限内に検査又は同条第３項の再検査を行わないときは、その期間を満了した日の翌日から当該検査又は再検査を行った日までの日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（単価の改定）

第11条　賃金、材料等の価格等に変動があり、前条第１項の単価表の額が不相当となったときは、発注者と受注者とが協議の上、これを改定することができる。

（延滞金）

第12条　受注者の責めに帰する理由により受注者が履行期限内に注文書に基づく本役務を完了しない場合において、履行期限経過後相当期間内に完了する見込みがあると発注者が認めたときは、発注者は、受注者から延滞金を徴収して、当該履行期限を延長することができる。

２　前項の延滞金は、その延滞日数に応じ、同項の注文書に基づく請負代金に対し、年（365日当たり）５パーセントの割合で計算した金額とする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第12条の２　受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約単価に予定数量を乗じた額（この契約の締結後、契約単価又は予定数量の変更があ

った場合には、変更日以降の期間については、変更後の単価契約又は予定数量。第13条の２において同じ）の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定期間内に支払わなければならない。

一　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１項第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

二　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（支払遅延利息）

第13条　受注者は、発注者がその責めに帰する理由により約定期間を超えて請負代金の支払いを行った場合には、その遅延日数に応じ、当該支払額に対し、年（365日当たり）2.7パーセントの割合で計算した額を、遅延利息として、発注者に請求することができる。

（損害賠償義務）

第14条　本役務の履行に当たり、発注者又は第三者に及ぼした損害は、受注者が賠償するものとする。ただし、受注者の責めに帰さない理由による損害については、この限りでない。

（発注者の解除権）

第15条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告によらないで、この契約を解除することができる。

一　受注者の責めに帰する理由により、履行期限内又は履行期限経過後相当期間内に注文書に基

づく本役務を完了する見込みがないとき。
二　第２条、第３条又は第９条の規定に違反したとき。
三　前条に規定する賠償義務を怠ったとき。
四　その他この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないとき。
五　受注者が次のいずれかに該当するとき。
イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
ロ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
ヘ　再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
六　破産の申立て（自己申立てを含む。）を受け、又は解散したとき。
（契約が解除された場合等の違約金）
第15条の２　次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約単価に予定数量を乗じた額の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
一　前条の規定によりこの契約が解除された場合
二　受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
一　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
二　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
三　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
（発注者の都合による解除）
第16条　発注者は、第15条各号の場合のほか、発注者の都合により、この契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定により契約を解除するときは、少なくとも１か月前までに、書面により受注者に通知しなければならない。

３　第１項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者が損害を被ったときは、発注者は、これを賠償しなければならない。ただし、その賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（相殺）

第17条　発注者は、受注者に対して支払うべき金銭債務と受注者が発注者に対して支払うべき金銭債務とを相殺し、なお不足を生ずるときは、更に追徴するものとする。

第18条　この契約に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

仕様書

別紙１　（発注予定数量及び発注時期）
別紙２－１（仕様図）
別紙２－２（看板等に要する費用及び業務内容に関する注釈）
別紙２－３（デザインレギュレーション）
別紙３　（業務指示書）
別紙４　（UR賃貸住宅多摩エリア団地一覧）
別紙５　（業務完了報告書）
別紙６　（点検業務完了報告書（一覧））
別紙７　（点検業務完了報告書（報告事項））
別紙８　（マスターリスト）
別紙９　（請求書添付資料）

別紙 単価表

単価表

（件名）平成30年度多摩エリアにおける団地内看板意匠変更及び点検等業務（賃貸住宅募集に係る広告宣伝等業務）

項目	項番		内　　容 （単位：mm）	単価	単位
	大項番	小項番			
看板等制作及び設置施工	1	1	スチール枠組み看板製作費（W600×H900）		基
		2	スチール枠組み看板製作費（W1800×H900）		基
	2	1	インクジェットシート出力製作費（W600×H450）		枚
		2	インクジェットシート出力製作費（W600×H900）（W900×H600）		枚
		3	インクジェットシート出力製作費（W850×H550）		枚
		4	インクジェットシート出力製作費（W900×H900）		枚
		5	インクジェットシート出力製作費（W910×H550）		枚
		6	インクジェットシート出力製作費（W1100×H2000）		枚
		7	インクジェットシート出力製作費（W1200×H600）		枚
		8	インクジェットシート出力製作費（W1770×H1890）		枚
		9	インクジェットシート出力製作費（W1800×H890）		枚
		10	インクジェットシート出力製作費（W1800×H900）		枚
		11	インクジェットシート出力製作費（W1800×H1800）		枚
		12	インクジェットシート出力製作費（W1810×H890）		枚
		13	インクジェットシート出力製作費（W2000×H1000）		枚
		14	インクジェットシート出力製作費（W2000×H1100）		枚
		15	インクジェットシート出力製作費（W2400×H1200）		枚
		16	インクジェットシート出力製作費（W2700×H1400）		枚
		17	インクジェットシート出力製作費（W3600×H1700）		枚
		18	インクジェットシート出力製作費（W3600×H1760）		枚
		19	インクジェットシート出力製作費（W3600×H1770）		枚
		20	インクジェットシート出力製作費（W3600×H1780）		枚
		21	インクジェットシート出力製作費（W3600×H1800）		枚
	3	1	横断幕・懸垂幕製作費（ターポリン）		㎡
		2	横断幕・懸垂幕製作費（メッシュターポリン）		㎡
撤去・解体・廃材処分	4		木製看板撤去・解体・廃材処分費		基
	5	1	ステンレス製看板解体処分費（解体手間賃含む）		基
		2	スチール製看板解体処分費（解体手間賃含む）		基
	6		横断幕・懸垂幕撤去・解体・廃材処分費（裁断加工等含む）		㎡
必要諸経費	7		現地調査費		人工
	8		梱包・運搬費		台
	9		取付設置施工人件費		人工
	10		取付設置用雑材諸経費（W1800×H900想定）		基
	11		撤去・解体・処分等人件費		人工
	12		看板、横断幕・懸垂幕等のデータ更新管理・報告書作成費		基
維持管理費	13		随時点検業務費		団地
	14	1	屋外広告物申請費（新規申請）		基
		2	屋外広告物申請費（更新申請）		基
	15		定期安全点検費		団地
	16		鉄部塗装費		基
	17		コーナーガード設置費		個

9　提出書類一覧

平成 30 年度多摩エリアにおける団地内看板意匠変更及び点検等業務
（賃貸住宅募集に係る広告宣伝等業務）

提出書類一覧

（法人等名称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1　下表は、本調達の入札に際し、必要となる書類一覧です。提出前にこの一覧表により提出漏れがないか御確認ください。

2　この一覧表は、法人等の名称のみを記載し、参加申込書等提出時に御提出ください。

3　「機構使用欄」には何も記載しないでください。

項番	書類名称 （※使用する様式）	提出 部数	提出 期限	備考	機構 使用欄
1	競争参加資格確認申請書（様式１）	１部	平成30年 ６月26日(火)	「様式１」にて提出すること。	
2	競争参加資格認定通知書の写し	１部	平成30年 ６月26日(火)	有効期限内で業種区分「役務提供」の認定がされているもの。紛失等で提出できない場合は、その旨申し出ること。	
3	参加申込書	１部	平成30年 ６月26日(火)	ワードデータを、ディーコープ株式会社専用システム（見積@Dee）からダウンロードすること。	
4	委任状	１部	平成30年 ６月26日(火)	当機構へ年間委任状を提出している場合、「代理人」から「復代理人」への委任としていること。	
5	使用印鑑届および印鑑証明書（原本）	１部	平成30年 ６月26日(火)	使用印鑑届又は年間委任状を未提出の場合は、印鑑証明書（原本）と合わせて提出すること。使用印鑑届は、記載例を参照の上、「様式」にて提出すること。	
6	提出書類一覧	１部	平成30年 ６月26日(火)	法人等名称を記載の上、本書を提出すること。	

【提出書類作成における注意事項】

① 入札説明書等に所定の様式を添付している場合は、所定の様式を使用すること。所定の様式をPC等で改めて作成する場合は、様式に記載してある字句等について省略・変更等しないこと。

② 項番２については、競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出済みであり、必要な資格を有するものと認められることを条件に入札書等関係書類を提出する場合は、当該申請書を受付した際に機構が交付する受付票の写しを添付するものとする。

上記書類は、ディーコープ株式会社へ提出すること。

10　競争参加資格確認申請書（様式１）

（用紙Ａ４）

競争参加資格確認申請書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長　吉田　滋　殿

申請者　　住　所
会社名
代表者氏名　　印

ＴＥＬ
ＦＡＸ

平成30年６月４日付けで公示のありました「平成30年度多摩エリアにおける団地内看板意匠変更及び点検等業務（賃貸住宅募集に係る広告宣伝等業務）」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則第331条及び第332条各号の規定に該当する者ではないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

１　競争参加資格認定通知書等の写し

別　添

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成２２年１２月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了知願います。

（１） 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

① 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること

② 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

（２） 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名

② 当機構との間の取引高

③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上

④ １者応札又は１者応募である場合はその旨

（３） 当方に提供していただく情報

① 契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

（４） 公表日

契約締結日の翌日から起算して７２日以内

リバースオークション　ルール定義書
（公共_調達契約版）

2016年11月1日　改訂版

ディーコープ株式会社

改訂履歴

日時	改訂箇所	改訂前	改定後
2010年04月28日	P.1　冒頭箇所	本ルール定義書と利用規定の記載に相違がある場合には本ルール定義書の定めが、本ルール定義書と入札要綱書に相違がある場合には、入札要綱書が優先するものとします。	本ルール定義書と利用規定の記載に相違がある場合には本ルール定義書の定めが、本ルール定義書と入札要綱書に相違がある場合には、入札要綱書が優先するものとします。尚、本ルール定義書、入札要綱書及びディーコープが別途配布する書類に関しての口頭での問い合わせは何の効力も有さず、ディーコープより配布された図書記載内容が最終的な効力を有するものとします。
	第４条	－	**5.（口頭での質疑）** 口頭での質疑については一切無効とし、何らかの疑義が生じた際には必ず弊社指定の質疑応答書を通じて提出することとします。
2010年05月24日	第３条4.⑵	（前文略） 但し、リバースオークションの経過により、自社の予算超過等の理由で１度も応札ができなかった場合は、開始価格で応札したものとみなします。	（前文略） 但し、リバースオークションの経過により、自社の予算超過等の理由で１度も応札ができなかった場合は、開始価格で応札したものとみなし、同様の参加競争参加者が複数存在する場合、その優先順位は入札開催者によって決定されることとします。
2010年09月09日	第３条4.⑸	-	⑸（入札金額の入力制限） 誤入札を防止するため、最低入札価格より５０%以上の削減となる金額は、システムの制御により入札することができません。また、最低下げ幅金額の２倍以下の金額が最低入札価格である場合は、それ以降の入札は受付されません。
2010年10月18日	第３条1.	リバースオークション参加に必要なＰＣ環境 ブラウザ：Microsoft Internet Explorer6.0(Service Pack 1)以上 ※OS は Microsoft Windows をご使用ください。 ※IE8.0(rc1 含む）はサポートしておりません。ご注意ください。	リバースオークション参加に必要なＰＣ環境 ブラウザ:以下のブラウザの利用を推奨しています。 ・Internet Explorer7.0 ・Internet Explorer8.0 ※Internet Explorer6.0 バージョンについては、サポートしておりますが、弊社では、上記バージョンでのご利用を推奨しております。 ※Internet Explorer 以外の Web ブラウザ（NetScape、Opera、Firefox 等）は推奨外です。また、プレビューリリースやベータ版なども、推奨外とさせていただきます。
２０１１年4月２６日	P.3　目次	-	**第4条　5．口頭での質疑**
	第5条1.	（前文略） 尚、リバースオークション開催時間中に有効な応札を行わなかった参加契約発効済み競争参加者は、本ルール定義書第三条４項２号の記載に基づき、開始価格で応札したものとみなし、同様の参加契約発効済み競争参加者が複数存在する場合、その優先順位はバイヤー企業によって決定されることとします。	（前文略） 尚、リバースオークション開催時間中に有効な応札を行わなかった参加契約発効済み競争参加者は、本ルール定義書第３条４項２号の記載に基づき、開始価格で応札したものとみなし、同様の参加契約発効済み競争参加者が複数存在する場合、その優先順位はバイヤー企業によって決定されることとします。

日時	改訂箇所	改訂前	改定後
2012年6月4日	P.5　冒頭箇所	本リバースオークションルール定義書（以下、「本ルール定義書」という）は、ディーコープサービス基本利用規程ならびに、見積@Ｄｅｅサービス個別利用規程（以下、合わせて「利用規程」という）に基づき、ディーコープがリバースオークションの実施にかかわるルールを定めたものです。	本リバースオークションルール定義書（以下、「本ルール定義書」という）は、@Ｄｅｅサービス利用規程（以下、「利用規程」という）に基づき、ディーコープがリバースオークションの実施にかかわるルールを定めたものです。
2013年8月6日	第３条1.	リバースオークション参加に必要なＰＣ環境 ブラウザ：以下のブラウザの利用を推奨しています。 ・Internet Explorer7.0 ・Internet Explorer8.0 ※Internet Explorer6.0 バージョンについては、サポートしておりますが、弊社では、上記バージョンでのご利用を推奨しております。 ※Internet Explorer 以外の Web ブラウザ（NetScape、Opera、Firefox等）は推奨外です。また、プレビューリリースやベータ版なども、推奨外とさせていただきます。	リバースオークション参加に必要なＰＣ環境 ブラウザ：以下のブラウザの利用を推奨しています ・Internet Explorer8.0 ・Internet Explorer9.0 ※Internet Explorer6.0 及び Internet Explorer7.0 は推奨外ですが、サポートしております。 ※Internet Explorer 以外の Web ブラウザ（NetScape、Opera、Firefox、GoogleChrome 等）は推奨外です。 ※Internet Explorer10.0 をご利用の場合は、互換表示設定を行うことで正常に表示・動作できる可能性があります。ただし、互換性（動作・表示）を保障するものではありません。
2013年12月18日	第4条1.	**代理入札受付専用窓口**：ディーコープ調達支援部 Ｔｅｌ.03-6889-1597	**代理入札受付窓口**：入札要綱書記載の入札担当者
2014年1月30日	第2条4.	本入札の手順、取引内容に関する問い合わせ受付業務の一切は、バイヤー企業からの依頼によりディーコープが行います。ディーコープを経由せず、バイヤー企業へ直接問い合わせを行うことはできませんので、御了承下さい。	本入札の手順、取引内容に関する問い合わせ受付業務の一切は、バイヤー企業からの依頼によりディーコープが行います。ディーコープを経由せず、バイヤー企業へ直接問い合わせを行うことはできませんので、御了承下さい。 また、競争参加者は調達先企業、委託先企業、その他協力会社等にも上記連絡体制を遵守させることとします。
2014年5月12日	第３条1.	リバースオークション参加に必要なＰＣ環境 ブラウザ：以下のブラウザの利用を推奨しています ・Internet Explorer8.0 ・Internet Explorer9.0 ※Internet Explorer6.0 及び Internet Explorer7.0 は推奨外ですが、サポートしております。 ※Internet Explorer 以外の Web ブラウザ（NetScape、Opera、Firefox、GoogleChrome 等）は推奨外です。 ※Internet Explorer10.0 をご利用の場合は、互換表示設定を行うことで正常に表示・動作できる可能性があります。ただし、互換性（動作・表示）を保障するものではありません。	リバースオークション参加に必要なＰＣ環境 ブラウザ：以下のブラウザの利用を推奨しています ・Internet Explorer9.0 ・Internet Explorer10.0 ※Internet Explorer7.0 及び Internet Explorer8.0 は推奨外ですが、サポートしております。 ※Internet Explorer 以外の Web ブラウザ（NetScape、Opera、Firefox、GoogleChrome 等）は推奨外です。

日時	改訂箇所	改訂前	改定後
2015年1月12日	第３条1.	リバースオークション参加に必要なＰＣ環境 ブラウザ：以下のブラウザの利用を推奨しています ・Internet Explorer9.0 ・Internet Explorer10.0 ※Internet Explorer7.0 及び Internet Explorer8.0 は推奨外ですが、サポートしております。 ※Internet Explorer 以外の Web ブラウザ（NetScape、Opera、Firefox、GoogleChrome 等）は推奨外です。	リバースオークション参加に必要なＰＣ環境 下記ブラウザの利用を推奨しております。 ・Internet Explorer 10.0（デスクトップ版） ・Internet Explorer 11.0（デスクトップ版） ※Internet Explorer 7.0/8.0/9.0 及び Google Chrome はサポートしておりますが、弊社では Internet Explorer 10.0/11.0（デスクトップ版）の利用を推奨しております。 ※Internet Explorer, Google Chrome 以外の Web ブラウザ（Firefox, Safari 等）及び Internet Explorer 6.0 以前のバージョン、プレビューリリース版、ベータ版等はサポート対象外とさせていただきます。
2016年11月1日	第３条1.	リバースオークション参加に必要なＰＣ環境 下記ブラウザの利用を推奨しております。 ・Internet Explorer 10.0（デスクトップ版） ・Internet Explorer 11.0（デスクトップ版） ※Internet Explorer 7.0/8.0/9.0 及び Google Chrome はサポートしておりますが、弊社では Internet Explorer 10.0/11.0（デスクトップ版）の利用を推奨しております。 ※Internet Explorer, Google Chrome 以外の Web ブラウザ（Firefox, Safari 等）及び Internet Explorer 6.0 以前のバージョン、プレビューリリース版、ベータ版等はサポート対象外とさせていただきます。	リバースオークション参加に必要なＰＣ環境 下記ブラウザの利用を推奨しております。 ・Internet Explorer 10.0（デスクトップ版） ・Internet Explorer 11.0（デスクトップ版） ※その他の Web ブラウザ（Google Chrome、Firefox、Safari 等）及び Internet Explorer9 以前のバージョン、プレビューリリース版、ベータ版等は推奨外です。

目次

第１条　（リバースオークションルール定義書概要）
１．リバースオークションの目的
２．対象品目の通知

第２条　（リバースオークション参加の前提）
１．入札参加資格の取得手順
（1）参加申込書の提出
（2）入札参加資格の獲得
（3）与信調査による参加資格失効等
２．リバースオークションの効力
（1）見積の効力
（2）調達契約締結の義務と損害賠償
３．免責事項
４．連絡体制

第３条　（リバースオークションの環境・当日の流れ）
１．リバースオークションの参加に必要な環境
２．入札画面に表示される内容
３．リバースオークションの開催時間
（1）リバースオークション開催時間
（2）リバースオークション基本開催時間
（3）自動延長時間
（4）時間の計測方法
４．入札金額
（1）入札金額
（2）開始価格
（3）最低下げ幅金額
（4）入札金額の受付
（5）入札金額の入力制限
５．リバースオークションからの退場
６．リバースオークションの終了

第４条　（トラブル回避策・発生時の対応）
１．代理入札
２．参加契約発効済み競争参加者によるシステムトラブル回避策
３．夜間延長回避のためのリバースオークションのサスペンド
４．不可抗力によるリバースオークションの中断
５．口頭での質疑

第５条　（リバースオークション終了後の流れ）
１．優先交渉権の決定
２．調達先指定者の決定
３．見積書の提出

第６条　（遵守事項）

◎用語の定義

名称	意味
対象品目/サービス	入札開催者が調達を計画する物品又は役務
入札開催者	対象品目の調達を計画し、リバースオークションを開催する企業
契約者	対象品目に関する調達契約を調達先指定者と契約する企業
競争参加者	入札開催者に対し、対象品目を提供する企業
参加契約発効済み競争参加者	参加契約が発効した競争参加者
最優先交渉権者	リバースオークションにおいて最安値を応札した参加契約発効済み競争参加者
調達先指定者	入札開催者と調達契約を締結する参加契約発効済み競争参加者 最優先交渉権者が入札開催者による最終審査を受けた後に確定

本リバースオークションルール定義書（以下、「本ルール定義書」という）は、@Ｄｅｅサービス利用規程（以下、「利用規程」という）に基づき、ディーコープがリバースオークションの実施にかかわるルールを定めたものです。

利用規程で規定されていない事項については、本ルール定義書、入札要綱書およびディーコープが別途指定する書類にて通知するものとし、競争参加者は利用規程を遵守することを承諾のうえ、リバースオークションに参加するものとします。なお、入札開催者は、本ルール定義書に記載されたルールに則ってリバースオークションが実施されることを了承しています。本ルール定義書と利用規程の記載に相違がある場合には本ルール定義書の定めが、本ルール定義書と入札要綱書に相違がある場合には、入札要綱書が優先するものとします。尚、本ルール定義書、入札要綱書及びディーコープが別途配布する書類に関しての口頭での問い合わせは何の効力も有さず、ディーコープより配布された図書記載内容が最終的な効力を有するものとします。

第１条　（リバースオークションルール定義書概要）

1.　（リバースオークションの目的）

リバースオークションとは、対象品目に関する調達先指定者の選定を目的として、入札開催者の依頼により、ディーコープ株式会社（以下、「ディーコープ」という）が運営する競り下げ方式によるオークションを指します。参加契約発効済み競争参加者は、本ルール定義書第３条３項に定めるリバースオークション開催時間中、何度でも価格提示（以下、「応札」という）ができます。競争参加者は、「一回札入れ方式」等の入札に比べてオープンかつ公平な環境で、戦略的に入札をすることが可能です。

2.　（対象品目の通知）

リバースオークションの対象品目、最低調達条件、および入札開催者名・契約者等は、入札開催者が個別のリバースオークション毎に別途交付する入札要綱書（以下、「入札要綱書」という）にて通知するものとします。

第２条　（リバースオークション参加の前提）

1.　（入札参加資格の取得手順）

⑴　（参加申込書の提出）

競争参加者がリバースオークションに参加するためには、本ルール定義書に定めるすべてのルールに従い、入札要綱書に示す対象品目、品質、価格、納期等のすべての調達条件を満たした上で、別途交付するリバースオークション参加申込書（以下、「参加申込書」という）および別途必要に応じてディーコープが指定する書類（以下、「参加必要書類」という）に記名捺印の上、提出していただく必要があります。
入札要綱書に示された業務を遂行するにあたり、法令・約款等で規定された免許・許認可等が必要である場合、競争参加者、若しくは競争参加者より対象業務の遂行を委託される企業がそれらを保有していることが、参加必要書類提出の必須条件とします。尚、原則として競争参加者は一度提出した参加申込書、および参加必要書類の取消や撤回をすることはできません。

⑵　（入札参加資格の獲得）

参加申込書および参加必要書類が入札開催者によって承認されたことをもって、競争参加者はリバースオークションに参加する資格（以下、「入札参加資格」という）を得、かつ入札開催者及びリバースオークションを運営するディーコープとの間に参加契約が発効します。
尚、リバースオークション開催前日のディーコープの営業時間終了までに、参加資格を付与しない旨の通知がない限り、入札開催者は参加を承諾したものとみなし、参加契約はその時点で発効するものとします。

⑶　（与信調査による参加資格失効等）

入札開催者またはディーコープは、利用規程に定める通り、競争参加者の与信調査を実施する場合があります。
与信調査の結果、入札開催者またはディーコープの裁量により、競争参加者に入札参加資格を付与することが不適切であると判断された場合、かかる競争参加者は入札参加資格を付与されないことがあります。また、参加契約の発効後においても、付与された入札参加資格を失い、参加契約の一部もしくは全部を入札開催者およびディーコープが当然に、何ら損害賠償の負担をすることなく解除できることに同意するものとします。

2.　（リバースオークションの効力）

⑴　（見積の効力）

参加契約発効済み競争参加者は、リバースオークションにおいて自己が行う個々の応札、本ルール定義書第５条３項に示す見積書（以下、「見積」という）が、調達契約の申込の誘引ではなく、調達契約の申込として取り扱われること、およびこの申込が取消や撤回のできないものであって、以下のいずれかの事由が発生するまで、変更できない確定的な効力を有することに合意するものとします。

1. 入札後、調達先指定者に選出されないことが確定したとき
2. 調達先指定者に選出された後、入札開催者及び契約者が調達契約の締結をしないことを確定したとき
3. 調達先指定者に選出された後、入札開催者及び契約者が確定した申込の内容の変更に同意したとき

⑵ （調達契約締結の義務と損害賠償）

参加契約発効済み競争参加者は、リバースオークションの結果、入札開催者および契約者に調達契約の相手方となる競争参加者（「調達先指定者」という）として選出された場合、特に入札開催者および契約者より見積条件である入札要綱書の内容に変更または追加事項がない限り、自己が提出した見積に基づき調達契約締結の義務を負うものとします。

尚、特に入札開催者および契約者より見積条件である入札要綱書の内容に変更または追加事項がないにもかかわらず、調達先指定者が契約者との調達契約締結を行わない場合、入札開催者は調達先指定者に対して損害賠償を請求できるものとし、参加契約発効済み競争参加者はこれに同意するものとします。

3. （免責事項）

参加契約発効済み競争参加者がいない場合には、リバースオークションは不成立となります。また、入札開催者はやむを得ない事情により、調達計画を中止することがあります。入札開催者が入札要綱書で予定発注金額を予め定めた場合、全参加契約発効済み競争参加者の最終入札金額が当該予定発注金額に到達しなかった際には流札とし、本ルール定義書第５条１項に示す最優先交渉権者を決定しないことがあります。また、入札開催者の都合によりリバースオークションの再入札を行うことがあります。参加契約発効済み競争参加者は、リバースオークションが不成立・中止・流札・再入札となった場合またはリバースオークション終了後調達先指定者が選定されなかった場合もしくは契約者が調達契約を締結しない場合において、自らまたは取引先等の関係者に何らかの損失または損害が発生したとしても、入札開催者・契約者またはディーコープに何ら損害賠償の責任が発生しないことに同意するものとします。

4. （連絡体制）

本入札の手順、取引内容に関する問い合わせ受付業務の一切は、入札開催者からの依頼によりディーコープが行います。
ディーコープを経由せず、入札開催者へ直接問い合わせを行うことはできませんので、御了承下さい。
また、競争参加者は調達先企業、委託先企業、その他協力会社等にも上記連絡体制を遵守させることとします。

第３条 （リバースオークションの環境・当日の流れ）

1. （リバースオークションの参加に必要な環境）

リバースオークションに参加する場合、参加費等の費用負担は一切ありません。入札を行なう際には、下記のＰＣ環境にてインターネットおよびｅメールに接続できるＰＣをご用意下さい。リバースオークション開催当日は、ＰＣの故障など予期せぬ事態に備えて、下記の環境を備えたＰＣを必ず複数台ご用意ください。又、リバースオークション参加中は、必ず入札のご担当者がディーコープと電話連絡を取れる状態にあるようにお願い致します。長時間にわたって電話連絡がとれず、リバースオークションの運営に支障をきたすとディーコープが判断した場合は、ユーザーＩＤを退場扱いとさせていただくことがありますので、ご注意ください。

リバースオークション参加に必要なＰＣ環境
下記ブラウザの利用を推奨しております。

・Internet Explorer 10.0 （デスクトップ版）
・Internet Explorer 11.0 （デスクトップ版）

※その他の Web ブラウザ（Google Chrome、Firefox、Safari 等）及び Internet Explorer9 以前のバージョン、プレビューリリース版、ベータ版等は推奨外です。

2. （入札画面に表示される内容）

リバースオークション開催時間中は、以下の項目が入札画面上に表示されます。表示される内容は、開催パターン毎に異なります。参加されるリバースオークションの開催パターンは、入札要綱書をご参照ください。

	開催パターン ①	開催パターン ②	開催パターン ③	開催パターン ④	開催パターン ⑤
現在の最低入札価格	表示	表示	表示	非表示	非表示
自社の順位	表示	表示	非表示	表示	非表示
他社情報（入札価格・順位）	表示	非表示	非表示	非表示	非表示

3. （リバースオークションの開催時間）

⑴ （リバースオークション開催時間）

リバースオークション開催時間は、本項で示すリバースオークション基本開催時間および自動延長時間の合計とします。尚、参加契約発効済み競争参加者は、リバースオークション開催時間中に何度でも応札ができるものとします。

⑵ （リバースオークション基本開催時間）
リバースオークション基本開催時間とは、次号に示す自動延長の有無にかかわらず、リバースオークションが開催される期間とします。具体的なリバースオークション基本開催時間は、入札要綱書をご参照ください。

⑶ （自動延長時間）
リバースオークションでは公平を期すため、リバースオークション開催時間終了前に応札があると、その時点から別途定められた期間（以下、「自動延長時間」という）、リバースオークション開催時間が延長（以下、「自動延長」という）されます。尚、自動延長されたリバースオークション開催時間の終了前に再度応札があった場合には、何度でも自動延長されるものとします。具体的な自動延長時間は、入札要綱書をご参照ください。

⑷ （時間の計測方法）
リバースオークションの開催に当たって定められる時間は、すべてリバースオークションを運営するディーコープのサーバー上の時計によって管理されるものとし、参加契約発効済み競争参加者はかかる時間管理に同意するものとします。

4. （入札金額）

⑴ （入札金額）
リバースオークションでの入札は、特に指定がない限り、入札要綱書に記載された調達条件を満たす為に必要な全ての製品・サービスの総合計金額（消費税含まず）にて行うものとします。尚、本ルール定義書第２条２項１号に示す通り、リバースオークションでの入札金額は、取消や撤回ができません。但し、入札金額が明らかに不自然であるとディーコープが判断した場合には、ディーコープはかかる金額を応札した参加契約発効済み競争参加者に確認の上、誤りであると認められた場合、当該入札金額を削除した上でリバースオークションの継続、中断または中止のいずれかを決定できるものとします。この場合のリバースオークションの取扱いについては、ディーコープが入札開催者と検討の上、全ての参加契約発効済み競争参加者に連絡をするものとします。

⑵ （開始価格）
開始価格とは、入札要綱書で指定されるリバースオークション開始時における対象品目の入札受付価格を指します。参加契約発効済み競争参加者は、本ルール定義書第２条１項１号の記載に基づき、開始価格以下の価格にて、すべての調達条件への対応が可能との前提に基づき、リバースオークション開催中に最低１回は応札していただきます。尚、リバースオークションでは開始価格と同額での応札は可能とします。但し、リバースオークションの経過により、自社の予算超過等の理由で１度も応札ができなかった場合は、開始価格で応札したものとみなし、同様の参加競争参加者が複数存在する場合、その優先順位は入札開催者によって決定されることとします。

⑶ （最低下げ幅金額）
最低下げ幅金額とは、参加契約発効済み競争参加者が応札する際に、最新の入札金額より最低限下回らなければならない金額を指します。ただし、リバースオークション開始後、すべての参加契約発効済み競争参加者を通じての一社目、第一回目の応札に限り、開始価格からの最低下げ幅制限はないものとします。具体的な最低下げ幅金額は入札要綱書をご参照ください。

⑷ （入札金額の受付）
入札要綱書において定められた同一金額での入札可否ルールに応じて、入札金額の受付基準が異なります。それぞれの場合の受付基準は以下の通りとします。

・同一金額での入札が可の場合：ディーコープのリバースオークション管理サーバーが受信した順に優先交渉権が付与されます。
・同一金額での入札が不可の場合：ディーコープのリバースオークション管理サーバーが先に受信したもののみが有効となります。

⑸ （入札金額の入力制限）
誤入札を防止するため、最低入札価格より５０％以上の削減となる金額は、システムの制御により入札することができません。また、最低下げ幅金額の２倍以下の金額が最低入札価格である場合は、それ以降の入札は受付されません。

5. （リバースオークションからの退場）
リバースオークションの開催中に、予算超過等により入札を継続することができなくなった参加契約発効済み競争参加者は、必ずリバースオークションからログアウト（退場）するものとし、以降のリバースオークションの経過及び結果に関する情報を閲覧、入手することができないものとします。かかる参加契約発効済み競争参加者は速やかにディーコープまで入札を終了する旨を連絡するものとし、ディーコープは入札継続意思がないことを確認した時点で、かかる参加契約発効済み競争参加者のユーザーＩＤを、当該リバースオークションから退場扱いとします。

また、参加契約発効済み競争参加者は、ディーコープが以下の事由においてリバースオークションの運営に支障をきたすと判断した場合にも、ユーザーＩＤが退場扱いとなることに同意するものとします。

・ 長時間参加契約発効済み競争参加者のご担当者に電話連絡が取れない場合（本ルール定義書第３条１項参照）
・ 故意にリバースオークションを引き延ばす行為が認められた場合（本ルール定義書第６条参照）

6. （リバースオークションの終了）
本ルール定義書第３条３項に定める開催時間の終了をもってリバースオークションは終了し、同時に対象品目に関する入札開催者との優先交渉権者が確定するものとします。
一度終了したリバースオークションは原則として再開されませんので、本ルール定義書第４条を参照し、応札漏れのないようにご注意ください。

第４条 （トラブル回避策・発生時の対応）

1. （代理入札）
参加契約発効済み競争参加者は、リバースオークション開催中に自社のネットワーク等に不調が発生し、応札ができないと判断した場合、直ちにディーコープへご連絡ください。以降、電話による入札金額の申請（以下、「代理入札」という）を受け付けます。
代理入札を申請した競争参加者（以下、代理入札競争参加者という）は、下記の代理入札受付窓口宛にお電話の上、まず『①代理入札依頼の旨、②代理入札競争参加者名・部署名、③ご担当者名、④入札担当者 ID（リバースオークション参加申込書記載の“s”で始まる７桁の ID)』、⑤入札担当者のログインパスワードをお伝えください。上記①②③④⑤をもって本人確認とさせていただき、本人であることが確認できた後、『⑥対象案件名または見積依頼番号、⑦入札金額』をお伝えいただき代理入札を実施させていただきます。
この際、代理入札の正確を期すために、原則としてディーコープは代理入札競争参加者との電話でのやり取りを録音させていただきます。またリバースオークション終了後、入札金額の確認のため、代理入札の履歴を記載した書面を発行いたします。代理入札競争参加者はこの書面に捺印の上、ディーコープ宛にＦＡＸ送信の後、ご郵送ください。

尚、代理入札業務には運営上、若干の時間を要します。そのため代理入札の申請および応札は、リバースオークション開催時間の終了前までに行ってください。その場合においても、応札が完了できないままリバースオークションが終了する場合があり、原則としてリバースオークションは再開されませんのでご注意ください。但し、上記のディーコープにおける電話や FAX による代理入札に関する履歴の記録に基づき、リバースオークション終了前に代理入札競争参加者の応札が可能であったと認められる客観的な証拠がある場合には、例外的にリバースオークションが再開されることがあります。また、入札開催者が入札要綱書において代理入札を認めない旨の指定をした場合には、ディーコープは代理入札を受け付けません。ご注意下さい。

代理入札受付窓口：入札要綱書記載の入札担当者

2. （参加契約発効済み競争参加者によるシステムトラブル回避策）
参加契約発効済み競争参加者のネットワーク等に不調が発生した場合に、前項に規定された代理入札に移行する時間を確保し、またトラブル等を避けるため参加競争参加者はできるだけリバースオークション開催時間が終了する５分前までに応札を完了してください。また、入札画面の自動更新が正常に実行されているかを確認するために、リバースオークション開催時間が終了する５分前までに最低１回は手動による入札画面の更新を行ってください。リバースオークション終了時間表示が入札画面上で作動中であっても、インターネットの接続が切断されている場合があります。

3. （夜間延長回避のためのリバースオークションのサスペンド）
本ルール定義書第３条３項３号の規定により自動延長が繰り返された場合であっても、リバースオークション開催日の 18：00 をもってリバースオークションは一旦サスペンド（中断）され、原則として翌営業日の 10：00 から再開されるものとします。これは、リバースオークションが夜間にわたって続けられる事態を回避する為のものです。

この場合、優先交渉権順位は、サスペンド時点での参加契約発効済み競争参加各社の最終入札金額をもって暫定的に決定され、リバースオークション再開時に最初の応札がなされるまで保持されるものとします。
再開されたリバースオークションは、サスペンド時点の最終入札金額から開始されるものとし、その際の入札可能金額は本ルール定義書第３条４項（３）の規定に準ずるものとします。

再開時はリバースオークション基本開催時間を再設定することなく、又サスペンド前の自動延長時間の経過に関わらず、再開時点を起点とした新たな自動延長時間が設定されるものとします。尚、再開日時および再開後の最低下げ幅金額については、入札開催者の都合により変更される場合があります。

4. （不可抗力によるリバースオークションの中断）
リバースオークション開催中に、利用規程に示すような不可抗力により、リバースオークションが中断した場合、ディーコープは再開に向け、原則として下記の対応をとるものとします。本ルール定義書第３条５項により１ユーザーIDを退場扱いとされた参加契約発効済み競争参加者以外に対して、中断の理由ならびに再開に向けた対応方法についてご連絡致します。またその際、再開後の継続入札意思を確認させていただきます。継続入札意思のある参加契約発効済み競争参加者が２社以上存在し、かつリバースオークション再開の目処がたった時点で、ディーコープよりかかる参加契約発効済み競争参加者に

対して再開予定時刻、再開時の開始価格等を電話連絡させていただきます。尚、参加契約発効済み競争参加者には、システム復旧等の状況によっては、後日再開となる場合もあることを了承いただくものとします。

5. **（口頭での質疑）**
口頭での質疑については一切無効とし、何らかの疑義が生じた際には必ず弊社指定の質疑応答書を通じて提出することとします。

第５条　（リバースオークション終了後の流れ）

1. **（優先交渉権の決定）**
対象品目に関する優先交渉権順位は、リバースオークション終了時点での参加契約発効済み競争参加各社の最終入札金額をもって決定され、最安値の応札をした参加契約発効済み競争参加者が最優先交渉権を獲得するものとし、最終入札金額の低い順に２位以下の優先交渉権を獲得するものとします。尚、リバースオークション開催時間中に有効な応札を行わなかった参加契約発効済み競争参加者は、本ルール定義書第３条４項２号の記載に基づき、開始価格で応札したものとみなし、同様の参加契約発効済み競争参加者が複数存在する場合、その優先順位は入札開催者によって決定されることとします。

2. **（調達先指定者の決定）**
入札開催者は、入札要綱書に定める調達先指定者選定予定日までに、最優先交渉権者が最終入札金額、取引体制、条件などのすべての調達条件を満たしているか否かの最終確認、および最終与信審査を行うものとします。この結果、入札開催者がすべての調達条件および審査基準を満たしていることを確認した時点で、調達先指定者が選定されるものとします。
調達契約の内容は、入札要綱書に記載された調達条件および調達先指定者の入札条件に沿って、入札開催者及び契約者と調達先指定者との間で協議により決定するものとします。

尚、最優先交渉権者が上記調達条件および審査基準を満たせない事実が判明した場合は、かかる参加契約発効済み競争参加者は最優先交渉権を失い、リバースオークションにて次点の優先交渉権を獲得した参加契約発効済み競争参加者にその権利が移るものとします。以後３番目以降についても同様と致します。尚、調達先指定者選定予定日は、入札開催者の意向により、必要に応じて延期される場合があります。

3. **（見積書の提出）**
見積書は、特に入札開催者からの指定がない限り、最優先交渉権者のみが提出するものとします。尚、その際の見積は特に指定がない限り、最終入札金額から割り戻した対象品目の単価を記載するものとします。見積書の提出期限および記載項目については、入札要綱書をご参照ください。

第６条　（遵守事項）
競争参加者は、上記各条項と合せて以下の点を遵守するものと致します。
(ア) リバースオークションに関わる取引内容について、ディーコープを経由せずに直接的もしくは間接的に入札開催者に連絡を行なわないこと。
(イ) 取引履行が不可能な入札を行なう等、故意または重過失によりリバースオークションの場を著しく混乱させないこと。
(ウ) 故意にリバースオークションを引き延ばす行為またはそれに準ずる行為を行わないこと。
(エ) ユーザーＩＤまたはパスワードを、許諾された使用目的以外で使用しないこと。
(オ) リバースオークションに関わる一切の秘密情報、取引条件等を第三者に漏洩しないこと。
(カ) 他の競争参加者との談合、その他調達契約の成否や条件に不当な影響を及ぼす行為を行なわないこと。
(キ) その他予期せぬ事態が発生した場合は、ディーコープの指示にしたがっていただくこと。

別添資料２ 「入札要綱書」

入札要綱書

1） 基本情報

【開催者情報】

入札開催者/契約者	独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
所在地	東京都立川市曙町一丁目14番13号　立川MKビル4階

【案件情報】

入札対象案件	平成30年度多摩エリアにおける団地内看板意匠変更及び点検等業務（賃貸住宅募集に係る広告宣伝等業務）
案件番号（見積依頼番号の上8桁）	20058557
参照すべきルール定義書	リバースオークションルール定義書 2016.11.1（公共__調達契約版）

【問い合わせ先】

本件の問い合わせは、入札説明書をご確認ください。
また、「リバースオークションルール定義書」記載の「入札担当者」も、同様に入札説明書をご確認ください。

2） 入札対象案件の仕様詳細

入札条件・仕様等については、入札公告・入札説明書を参照ください。

3） 入札開催諸条件

3-1.開始価格／最低下げ幅金額

本入札の開始価格および最低下げ幅金額は下記記載のとおりとなります。

開始価格	12,499,000円

最低下げ幅金額	80,000円

※　最低下げ幅金額とは、競争参加者が応札する際に、最新の入札価格より最低限下回らなければならない金額を指します。
※　全体を通じて一回目の入札のみ最低下げ幅の制限がありません。（開始価格と同額の入札も可能です。）
※　本入札は、入札要綱書及び別添資料に記載された調達条件を満たす為に必要な全ての製品・サービスの総合計金額（消費税含まず）にて行うものとします。

3-2. リバースオークション開催諸条件について

本入札における開催パターン及び画面に表示される内容は下記の通りです。（※リバースオークションルール定義書　第3条2項　入札画面に表示される内容参照）

開催パターン
パターン③

⇒

現在の最低入札価格	自社の順位	他社の最新入札金額
表示	非表示	非表示

選定企業数	1社
金額提示条件	市場最安値を更新する
リバースオークション開催日時	2018年7月4日
リバースオークション開始時刻	10:00
基本開催時間	30分間
自動延長時間	15分間

3-3.最優先交渉権者選定方法／調達先指定者選定方法　補足

最優先交渉権者選定方法補足

入札参加企業が1社のみであった場合でも、入札を開催します。
独立行政法人都市再生機構の関係法人1者だった場合は、入札を中止し、再公募します。
尚、本件は、入札参加者から「委任状」の提出を受けたディーコープ株式会社が、入札参加者のリバースオークション終了時点の入札金額を「入札書」に記載し、入札開催者へ提出します。入札開催者は、「入札書」の開札をもって発注先を確定します。

本入札終了時、最終入札金額が開始価格と同額であった場合、最優先交渉権者は決定しないこととします。
この場合、開始価格と同額で入札をした者が最優先交渉権者とはならず、他の企業も同額で入札したこととみなし、全者同順位とします。最優先交渉権者は、入札終了後、「入札及び見積心得書 第10条」に従い、決定することとします。

4) リバースオークション開催スケジュール/参加必要関連書類

項	項目	期日	時間	提出書類	提出条件	提出方法	提出先
1	本書配付開始日	2018/6/4(月)	-	-	-	-	-
2	開始価格通知	2018/6/4(月)	-	-	-	-	-
3	質疑受付締切	2018/6/12(火)	17:00迄	質疑応答書	質疑・提案がある場合	会員登録済企業は見積@Dee「新規QA」に添付して送信 未登録企業は、ur-dee@deecorp.jpへ電子メールにて送付	ディーコープ担当者
4	質疑回答	2018/6/15(金)	-	-	-	会員登録済企業は見積@Dee上で閲覧すること 未登録企業は、入札開催者オフィスにて閲覧すること	-
5	競争参加資格 申込期限	2018/6/26(火)	17:00迄	競争参加資格申請書類	参加者必須	原本を持参または郵送(必着)	独立行政法人都市再生機構
6	ディーコープ会員登録 申込期限	2018/6/26(火)	17:00迄	会員登録申込書	参加者必須	原本を持参または郵送(必着)	ディーコープ担当者
7	競争参加資格確認申請書(様式1) 提出期限	2018/6/26(火)	17:00迄	競争参加資格確認申請書(様式1)	参加者必須	会員登録済企業は見積@Dee「見積回答フォーム」へアップロード 未登録企業は、ur-dee@deecorp.jpへ電子メールにて送付	ディーコープ担当者
8	競争参加資格認定通知書の写し 提出期限	2018/6/26(火)	17:00迄	競争参加資格認定通知書の写し	参加者必須	会員登録済企業は見積@Dee「見積回答フォーム」へアップロード 未登録企業は、ur-dee@deecorp.jpへ電子メールにて送付	ディーコープ担当者
9	参加申込書 提出期限	2018/6/26(火)	17:00迄	参加申込書	参加者必須	会員登録済企業は見積@Dee「見積回答フォーム」へアップロード 未登録企業は、ur-dee@deecorp.jpへ電子メールにて送付	ディーコープ担当者
10	委任状 提出期限	2018/6/26(火)	17:00迄	委任状	参加者必須	会員登録済企業は見積@Dee「見積回答フォーム」へアップロード 未登録企業は、ur-dee@deecorp.jpへ電子メールにて送付	ディーコープ担当者
11	印鑑証明書及び使用印鑑届 提出期限	2018/6/26(火)	17:00迄	印鑑証明書及び使用印鑑届	使用印鑑届または年間委任状を未提出の者	原本を持参または郵送(必着)	ディーコープ担当者
12	提出書類一覧表提出期限	2018/6/26(火)	17:00迄	提出書類一覧表	参加者必須	会員登録済企業は見積@Dee「見積回答フォーム」へアップロード 未登録企業は、ur-dee@deecorp.jpへ電子メールにて送付	ディーコープ担当者
13	競争参加資格認定通知	2018/7/2(月)	-	-	-	見積@Dee「新規QA」に添付して送信	-
14	リバースオークション実施日	2018/7/4(水)	10:00	-	-	-	-
15	開札日	2018/7/6(金)	14:00				
16	入札結果の公表	2018/7/6(金)	予定	-	-	-	-
17	確定企業選定予定日	2018/7/6(金)	予定	-	-	-	-
18	内訳書提出期限	2018/7/10(火)	17:00迄	内訳書	落札者のみ	ur-dee@deecorp.jpへ電子メールにて送付	

※ 「質疑応答書」に関して、ディーコープ会員未登録企業は、ディーコープに問い合わせをしエクセルファイルを入手の上、エクセルファイルにてご提出ください。(会員登録済であれば、見積@Dee上からエクセルファイルのダウンロード可能です。)

※ 競争参加者は、本入札の参加資格取得にあたり、入札開催者にリバースオークション参加申込書を上記指定の期日までに提出し、入札開催者の承認を受ける必要があります。尚、リバースオークション参加申込書提出にあたり、競争参加者は本入札の要件をすべて満たし、且つ開始価格以下での応札が可能であることを前提とします。

※ 確定企業選定予定日まで、リバースオークションにおいて自己が行う個々の応札が効力を有します。(ルール定義書第2条第2項)
尚、確定企業選定予定日は、入札開催者の意向により、必要に応じて延期される場合があります。(ルール定義書第5条第2項)

※ 入札質疑提出締切日までに質疑がない場合には、質疑事項が無いものとみなします。入札質疑においてご提出頂きました質疑及び質疑に対する回答については、リバースオークションにおける情報の公平性を保つ為、原則として本入札に参加予定の全競争参加者に開示いたします。

別添資料３　質疑応答書

質疑応答書

質疑提出企業名		
入札開催者		
入札対象案件名		
案件番号		･･･見積依頼番号の上 8 桁
提出質疑総数		･･･提出質疑総数を正確に御記載ください。

※上記記入欄は入力必須項目です。

※複数シートおよび複数ファイルにてご提出いただく場合は、全シートおよび全ファイルでの「全体質疑総数」を正確に御記載ください。

※本質疑応答書は入札要綱書の一部となります。

※提出された質疑事項 及び 入札開催者回答は、原則全社へ開示されます。

No.	関係書類	項目番号	質疑事項	入札開催者回答
例	別添資料1 入札仕様書	Ⅳ. 5. (1)	納期が 20XX 年 2 月末との記載ですが、生産が間に合わない可能性がある為、3 月迄とさせて頂けますでしょうか。	（入札開催者による回答の記入欄です）
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				

12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				